

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 在外公館に勤務する外務公務員の住居手当の支給方法を改定する。(第四条及び第九条の二関係)

二 在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。(別表第一及び別表第二関係)

三 在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止する。(別表第一関係)

四 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。(別表第二関係)

五 在外公館に勤務する外務公務員の研修員手当の号を追加する。(別表第三関係)